

平成28年度「農地等の利用の最適化に関する意見」

改正農業委員会法の施行に伴い、農業会議は、一般社団法人宮城県農業会議となり、また、県から宮城県農業委員会ネットワーク機構の指定を受け、今年4月1日に新体制がスタートしました。

農業会議では、これまで平成11年度から「県農業施策に関する建議」等を実施して参りましたが、今年度より農業委員会法第53条の規定に基づく「農地等の利用の最適化に関する意見」を行政庁に提案することになりました。

本年度の意見につきましては、県内の農業委員会や、担い手の意見を組織討議ということで取りまとめ、先月18日開催の理事会・常設審議委員会で決定し、9月12日に宮城県知事に対し「意見」を提出しました。

意見書の構成は、Ⅰ遊休農地の解消、Ⅱ担い手への農地集積、Ⅲ担い手育成、Ⅳ新規参入の促進、Ⅴ関連項目からなっております。

意見の主なものは、

「Ⅰ遊休農地の解消」につきましては、1-3)にありますように農業振興地域整備計画の見直しへの支援、8)にありますように農振地域内の遊休農地の固定資産税の課税強化について、一部農家が不利益を被ることのないように、しっかりと対応すべきと考えております。

「Ⅱ担い手への農地利用集積」については、土地利用規制の厳格な運用と柔軟な対応を求めています。

「Ⅲ担い手育成」については、4の農業法人の体質強化において1)で法人設立から発展段階まで全面支援する体制整備を求めています。

5の女性の主体的参画への環境整備の促進では、2020年まで30%の登用目標が掲げられておりますが2)で「女性コーディネーター育成講座」を開催し女性リーダーの育成を図ることを求めています。

「Ⅳ新規参入の促進」については、1で企業参入に対応して農業委員会に参入窓口を設定し積極的に対応することとしておりますので、情報の共有化と連携強化をお願い申し上げます。

新規就農関係では2の4)で県農業大学校のカリキュラムの再編を行い「社会力」「人間力」の向上を目指すべきとしております。